

右の者らに対する各頭書被告事件（当裁判所昭和五〇年（あ）第七八七号）について、昭和五三年九月四日当裁判所がした上告棄却の決定に対し、申立人らから各異議の申立があつたが、右各申立は理由がないので、刑訴法四一四条、三八六条二項、三八五条二項、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件各申立を棄却する。

昭和五三年九月二七日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	大	塚	喜一郎
裁判官	吉	田	豊
裁判官	本	林	譲
裁判官	栗	本	一夫